

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	現地説明会資料	4		暫定ターミナル施設の設備整備について、空調、照明はPFIにて実施と説明会の時に説明を受けましたが、その他排水設備及び平面図を開示していただけないでしょうか。 維持管理をPFIで行うことからトイレの有無や数、自動ドアの設置等の情報が必要になります。	暫定ターミナル施設には、給排水設備・自動ドアは設置しません。 なお、暫定ターミナル施設の平面図については、要求水準書 別添資料8（修正版）をご確認ください。
2	要求水準書	5	2(4)①	「暫定ターミナル利用時の仮設トイレ設置など新ターミナル工事期間中のターミナル機能の充実を考慮すること。」と記載されています。 仮設トイレ設置の位置、規模、仕様及び給排水ルートについて、お示ください。	仮設トイレの仕様等については特に定めていませんが、要求水準書 別添資料8（修正版）をご確認いただき、動線を考慮して適切に提案してください。
3	要求水準書	10	会議室等	会議室、休憩室（仮眠室）、救護室、給湯室、授乳室、ゴミ庫、各々の必要面積をご指示下さい。	会議室は60㎡程度あることが望ましいですが、その他諸室については事業者の提案によるものとします。 また、ゴミ庫の必要面積算定の参考として、ゴミ排出量の現ターミナルにおける実績は最大90L×10袋/隻程度です。
4	要求水準書	10	救護室	ファーストポート利用時に、検疫検査が必要と判断した乗客を一時的に隔離するための室と考えてよろしいでしょうか。 その場合、利用頻度が非常に少ないと思われるので、会議室と兼用させていただいてよろしいでしょうか。	会議室との兼用も可とします。ただし、動線を考慮し、検疫スペースに隣接していることが求められます。 また、要求水準書 別添資料7（修正版）のとおり、人物検疫は入国審査前に行います。 なお、入出国審査用の取調べ用の隔離室（会議室兼用可）は、入出国スペースに1室以上が必要となります。
5	要求水準書	10	休憩室（仮眠室）	誰が利用する室なのか、お教えてください。また、乗員想定等、利用頻度が少ないと思われる場合、会議室兼用してよろしいでしょうか。	客船入港時にCIQ関係者が使用することを想定しています。 会議室等との兼用も可とします。
6	要求水準書	14	(6)-②-(ウ)	質疑回答No.49の回答におきまして、「電話機・交換機の設置を求めます」とあります。具体的に、各々諸室に電話機何台、交換機何台をご指示頂けますでしょうか？	電話機は、インフォメーションスペース・会議室に各1台以上、事務室に2台以上設置してください。 また、各室間で内線機能があることが望まれます。
7	要求水準書	17-18		掲示板、案内板、周辺地図、館内案内図（多言語表記）の必要とされる各寸法をご指示下さい。 また、事務机、椅子、収容ラック、整理棚、を備品として要求されています。各諸室における、使用人数をご指示下さい。	各寸法は事業者の提案によるものとします。 なお、入港予定掲示板については、掲示内容の表示部分は現行（縦2.3m×横2.7m）以上の大きさとし、デジタル表記（遠隔入力が可能であることが望ましい）ができるものとしてください。 各諸室の使用人数については、会議室は30人程度、事務室は10人程度を想定しています。 なお、事務室等の机・椅子等については、想定人数が座って作業できる環境であれば要求水準を達するものとします。
8	要求水準書【別添資料3】物件調査	2	特記事項8	「解体撤去時に現ターミナル内の不用物について、適切に処分すること。」と記載されています。 環境省より「建築物の解体時に当該建築の所有者等が残置した廃棄物については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。」と通知があります。 什器・備品等の残置物について、解体工事施工者は躯体に付随しているものを除き、解体工事から発生した建設廃棄物として処理する事が出来ません。 不用物は発注者にて撤去処分されていると理解して宜しいでしょうか。	現ターミナル施設の残置物については、解体撤去開始までに市において処分します。 要求水準書 別添資料3を修正します。

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
9	事業契約書 (案)	46	94条1項	独立採算事業に係る担保提供等について、本件契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をすることは可能でしょうか。	本市の承諾を得た場合は可能となります。
10	様式5-9			初年度が2020年度となっていますが、2019年度が正でしょうか。一方、最終年度は2052年度となっていますが、事業終了後の年度ということによろしいでしょうか。なお、印刷範囲設定が2枚に渡っていますが、1枚にまとめる必要がありますか。	初年度を2019年度に修正します。 また、様式は1枚にまとめていただいて問題ありません。
11	様式5-10			各年度上半期と下半期に分かれており、事業終了後となる2052年度まで様式として準備してあります。実際に支払いがなされる半期の時期に計上するのでしょうか。	発生主義で記載してください。
12	PFI事業 基本協定書 (案)	2	5条1項	入札説明書等に関する第1回質問及び回答に係る質問No24について、代表企業が事業者と連帯して当該債務を負担する期間ですが、基本協定締結後事業期間終了までとの理解で宜しいでしょうか。	期間については、基本協定書第13条に記載のとおり、事業期間終了までとなります。ただし、ご質問の条文については、後日基本協定書の修正版を公表します。
13	独立採算事業 基本協定書 (案)	2	5条1項	入札説明書等に関する第1回質問及び回答に係る質問No27について、代表企業が独立採算事業者と連帯して当該債務を負担する期間ですが、独立採算事業基本協定締結後事業期間終了までとの理解で宜しいでしょうか。	期間については、基本協定書第14条に記載のとおり、事業期間終了までとなります。ただし、ご質問の条文については、後日基本協定書の修正版を公表します。